

# 會社の惡宣傳を一蹴す

こ、數日來、會社は連りに宣傳を頒布して、我々争議團に對する惡宣傳と、幹部に對する中傷譏諷を恣にしてゐる。夫に對して我々は、先に聲明せる如く、つとめて冷靜なる態度を持し來つたのであるが、迂屈なる會社の重役と其未達は、我々が温順にしてゐる眞意を解せず、日増しに其事績を増長して、實に聞くに堪ざる妄言を吐いて平然たるに至つた今日の彼等の狂態は、寧ろ嘲むに値するまでに慘めである。乍然、さりとて之を厭過することは、却つて我々が其會社の妄言を承認したるが如き誤解を招くの懼もある。且會社に對して強辯の口實を興ふることにもなるので、こゝに我々は、會社の愚論を駁して事の真相を証明し、併せて此後の宣傳に對する我等の態度を聲明し、以て町民諸氏の御理解を得たいと思ふ。

尙豫め御承認を願ひたい事は、會社の宣傳文の總てに言及するのが當然であります。御承認の通り本月一日の如きは一日に人種類も出してゐるのであるから、限りある紙面では到底不可能な事なので、其中の重要なものに就いてのみ検討したいと思ふことあります。そして、會社の發したるものは、大體之を組合の内部を擾亂する爲のもの、或は組合の同情を集める爲の二種類に分ける事が出来るのであるが、今我々が組上に上げようとするのは主として後者であります。夫も一町民とか或は無署名のものには觸れず、會社の署名あるものに限りたいと思ひます。

## 二

先づ順序として、會社の宣傳文の要旨をあげよう。會社の署名あるものは、九月十九日發行の、同廿五日、同廿六日、及び十月三日に發せられた四種であるが、其要旨は次の數項に盡きると思ふ。何人が見ても一目瞭然たる如く、廿五日の二三日とは全く同一物であり、十九日のと廿六日とは幾分異なる点もあるが、前者は既に演説會及聲明書等によつて繰返へして報知したれば明白である。故に茲には、後者上本月三日に

會社の言に從へば、「所謂九三問題は決して之のみに依り罷工をなす程の重大なる性質を持つて居りません」としてありますが、之は世の何人もが信ずる如く、百餘名の人の生命と、夫によりて直ちに生活の脅威を受ける四百餘名の家族のあることを見る時に、夫が重大なる性質を持つてゐるものでなく、何をか重大と云ひ得るだらう？ 人間の死活に關する問題が重大でないとは、野田織洲の重役等によつてはじめの放言し得る處で、人間社會の他の何人も折る出陣目を云ふ勇氣は持つて合はずまい

次に(2)の「經營參加云々」の事だが、我々の信ずる所に依れば、労働者が其從事する産業に參畫して、所謂「産業の立憲化」を計ることは時代の趨勢であつて、之を政治に徴するならば古代の封建政治、專制政治より今日の立憲政体に迄進化した來つたのと些々たる相違もないのである。現に、群馬縣大間々町の岡興工場や、或は日本製鋼株式會社及岡部電氣株式會社の如きは、完全に職工をして其事業の經營に參加せしめて、而も隨々として發展しつつある状態を見るのである。若し此時代の風潮を無視して永遠に昔からの專制的制度を持続せんとするならば、夫は實に産業の發達を阻害する暴漢であり、社會進化を解せざる癩漢である。之を野田織洲に就いて見るならば、事業の經營から遠ざかんとするは、夫は即ち舊州屋敷時代に引戻さんとする——時代に逆行せんとする頑固圈なる愚策である。既に我々は、大正十二年の争議以來、常に労働條件の總てに就て、事實上近くは十工場、遠くは十工場、或は一工及四工の柳工問題の如く(1)參加して居るのであつて、今頃あらたまつて彼此云ふのは寧ろ骨髄事に屬する。

(3)の「保留の復活……」に就いては、先に罷工決行の理由として九三の問題が重要な意義を有する事を説明した以上、また既に聲明書に依つてお知らせしたので、會社の想像云々などは最早論ずる必要がないと思ふ。我々が保留案を復活したのは、此際は一纏に片づけて仕舞いたいとの念からしたに過ぎない

七、日雇工に對し、工員扶助規定を適用すること

八、團體協約の設定

に涉るのであるが、會社は他の事項は之を容認する意志あるもの、如く、只第二項の賃銀値上と第八項の團體協約の事にのみ言及してゐる事である。若し會社が左様な御意志であるとすれば、之は誠は、結構な次第である。兎に角、要求拒絶の第一の理由から吟味して行かう。

(1)の賃銀安からすと云ふ會社の第一男女工平均二圓十五錢定額日給一圓八十六錢——を見ると、知らぬ人は成程と首肯するかも知れぬが、我々は呆れて物が云へない。一圓八十六錢四厘と云ふのは定額にあらずして平均したものであるが、我々に云はしむるならば、其平均日給がたとへ何圓であらうと夫が個人的生活との關係があるか、柳工の本人格の者は二圓五十錢の日給を得るとしても、日給七十錢の女工の生活を何うすることも出来ないのは何人も知る所だ。會社は幾度となく繰返へして賃収入二圓十五錢と云ふが、思ふても見よ！ 千六百餘名中二圓以上の賃銀を得る者は二百十九名の僅かではないが、此外に罷工工の四百八十五名は二圓の日給を得るのだが、殘る八百餘名の者は云ふまでもなく半端日給で仕事だけ一人前の作業分を課せられてゐるのである。また會社は、時間云々を宣傳されてゐるが、大正十二年の罷工が何の爲に起つたかを、胸に手を當て、靜かに考へて見れば直ぐ判る事だ。従つて夫と賃銀を比較して云々するなどは、自分よがりの勝手な言ひ分で、狂人の響きに等しいものである。之は會社に云ふことだが、猶ほ諸君閣下を煩はして調停の行方直しを頼んでは如何なものだ。

次に(2)の職用作業の強請の事だが、是などは心ある者をしてひん縮せしむる暴言である。見よ！ 人間が一人前の仕事をして、生活費の不足を訴へて賃銀値上げを要求したるに對し、夫では二人前も働いて食へと云ふ此薄情さ。要するに會社は賃銀を上ければ仕事をせよと云ふので、此會社の罪過が正しく

對照して、組合の要求を拒絶する明確なる理由を持つと云ふが、夫は我々組合員が十七工場十工場の工員より劣等であると云ふ事らしい。乍然會社が如何に言葉を飾つて繕ふとも事實は之を如何ともする事が出来ない。かの昨年の十七工場の諸味の成績は如何？ 昨年末各工場の主任及監督から、十七工場と各工場の差別について追求された時、重役及並木工場課長等は何と答へたか？ 我々は自分の人格的存在について多くを語りたくないが、仮りに我々が労働組合に加入して以來、柳工平均の賃銀を低下させた事實があるならば、我々は首を取られても苦しくない、また社會人としての資格に於ても、組合加入以前の柳工屋敷時代に比して、向上してこそ居る低下しない事の自信を有つものである。流山や十七工場の工員に如く、權利と義務の區別を辨せず、捨奴隷の如く只屈從する事以外心得ざる徒輩と比較される事を我々は、あまり名譽と心得ない。

最後に、(5)の労働者が罷着たと云ふ處には、「額に汗せずして食はんとする……」と云へ、更に言をつづけて「！ 病人の夢を語るに一般なり」とまで輕言してゐるが、如斯は、實に我々組合員を侮辱するの甚だしきものである。我々二千の組合員中只の一人でも、働かずして食はんとして全てた者があるか？ 前にも述べた通り七十錢位の半端日給で而も一人前の仕事を課せられる様な職用化しをされてこそ居れ、茂木佐常務等の如く、官更に賄賂して不正の利益を得ようとする謀計を立て得る會社の人々と違つて、我々は勞せずして他人の財を取らせんとするが如き勇氣を持合せないの不幸に思ふ。以上によつて、要點に關する反駁は済んだ。序に、體所に表はれてゐる會社の妄言に對して一矢を報えて置かねばならぬ？ と思ふが、あけ足取りは會社の方が得意だから、會社に一任して置く。

## 四

前述の如く、會社は思ひ切つて我々に臨書體勝を添せてゐるが、夫と他の、たとへば解